

長崎みなとメディカルセンター 市民病院一般廃棄物収集運搬業務仕様書

- 1 委託業務名 長崎みなとメディカルセンター 市民病院一般廃棄物収集運搬業務
- 2 履行期間 平成28年5月1日から平成30年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎みなとメディカルセンター 市民病院
(長崎市新地町6番39号)

4 委託業務内容

- (1) 長崎みなとメディカルセンター 市民病院から排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市の処分場へ搬入する。
- (2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする。

種 類	単位	予定数量 (H28.5.1～ H29.3.31)	予定数量 (H29.4.1～ H30.3.31)	予定数量合計
燃やせるごみ（紙おむつ及び 袋入り残飯含む）	袋（90 ^{リットル} ）	11,777 袋	12,848 袋	24,624 袋
	袋（45 ^{リットル} ）	62,164 袋	67,815 袋	129,979 袋
残飯ごみ	kg	44,917kg	49,000kg	93,917kg
燃やせないごみ	袋（45 ^{リットル} ）	20,128 袋	21,958 袋	42,085 袋
資源ごみ	袋（45 ^{リットル} ）	8,186 袋	8,930 袋	17,116 袋

※数量は、年度ごとの予定数量とする。

- (3) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。
- (4) 廃棄物用のビニール袋に係る費用は、受託者が負担するものとし、事前に必要数量を定期的に納入すること。

袋（45 ^{リットル} ）	約 635×800 程度	厚さ 0.025mm以上
袋（90 ^{リットル} ）	約 900×1000 程度	

- (5) 厨房にて発生する一般廃棄物（残飯ごみ）の収集運搬作業要領は次のとおりとする。
 - (イ) 厨房より発生する一般廃棄物（残飯ごみ）は、ビニール袋入り残飯と容器入り

残飯の２種類とする。

- (ロ) ビニール袋入り残飯はそのまま収集運搬を行うこと。
廃棄物置き場の容器入り残飯は、受託者の用意する容器に積み替えるものとし、作業終了後は、本院の容器を水洗いし廃棄物置き場へ戻すこと。
- (ハ) 収集運搬は毎日、午前中に行うこと。ただし、日曜日及び元旦で収集ができない場合は、衛生上安全に保管できる容器を設置すること。
- (6) 一般廃棄物は毎回完全に収集し、収集後は廃棄物置場及び周辺を箒又は水道水等により清掃を行い清潔保持に努め、搬出口のドア等は確実に閉めること。
- (7) 1ヶ月の業務終了後、収集実施日毎の数量を記載した業務実績報告書を提出すること。
- (8) 委託された一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。
- (9) 一般廃棄物の運搬経路については、道路交通法及びその他の関係法令を遵守し、運搬途中に積載物の脱落、騒音及びほこり等で第三者に被害を与えないように十分な対策を講じること。
- (10) 一般廃棄物については月曜日から土曜日まで毎日収集すること。(ただし、日曜日及び元旦を除く。)